

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。



アイデアがカタチとして現れているのならば\_\_\_\_意匠で、特許で、または両方で

### 1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

約束の時刻を過ぎましたが、相談者・Yさんはまだいらっしゃいません。でも、もうそろそろ見えるだろう、と私は今日のご相談の予習をしています。

Yさんが経営される衣料製造会社は、かなり前に実用新案を2、3件ほど出したことがあるのですが、その後だいぶブランクがありました。しかし最近、社内の知財意識が高まってきたそうで、今回は、久しぶりに自社開発した衣類についてのご相談なのです。

さて、事前に送られてきた資料には、その衣類の概要を示した簡単な図面と、箇条書きでの簡単な説明が書かれていました。それによると今回のアイデアは、農作業や土木工事など屋外での業務に女性が従事する場合の発汗による不快感を解消できるインナーだそうです。図には、一見ありふれた半纏（ハンテン）のような形態が描かれていました。しかしよく見ると、ふつうの半纏には付いていないと思われる要素がいくつかあり、それが、発汗を解消するためのこのアイデアの特徴点なのだな、と把握することができました。

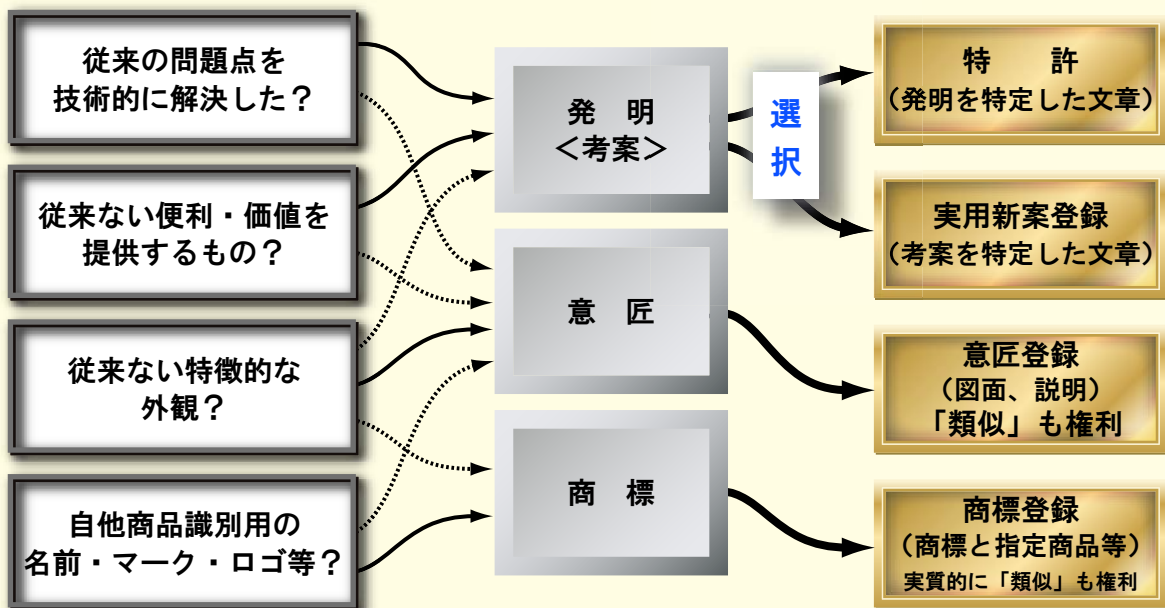
となると、これはアイデアがカタチとして現れているケースですから、課題解決手段としての「発明」とも言えるし、また、特徴的な外観（形態）とも言えるものだから、「意匠」と捉えることもできる。特許、意匠、いずれで行くか、それとも両方トライすることを勧めてみようか、あるいはそれとも・・・

「Yさんがいらっしゃいました」

受付から声がかかりました。さあ、本日1件目のご相談、開始です。

### 2. 産業財産権制度における手続選択の基本

下図は、生まれたアイデアなどを保護したい場合にどの産業財産権が適切か、をまとめたものです。



「知的財産」の中には、著作権の対象である著作物や、ノウハウ、営業用の顧客リストなども含まれますが、産業の発達を図るためにとりわけ重要なものとして位置づけられているのが、発明・考案・意匠・商標の4つです。これらはそれぞれ、特許権・実用新案権・意匠権・商標権 という「産業財産権」として権利化できる可能性があるものです。

さて、生まれたアイデアが従来の問題点（課題）を解決するものだったり、あるいは従来にない便利さや何らかの価値を提供するものなのであれば、これは「発明」や「考案」に該当します。したがってこのような場合は、一般的に、特許または実用新案としての権利付与申請（出願）の対象であるといえます。もっとも、実用新案は無審査登録制であり、また権利行使に制限があるなど特殊な制度であるため、たとえ「考案」レベルだと思えるものであっても、通常は、「発明」ということにして特許出願が選択されます。

一方、生まれたアイデアが、物品における従来にない形態（外観）であること、あるいは従来にない形態（外観）を一部に備えていることを特徴とするのならば、これは「意匠」に該当します。したがってこのような場合は、一般的に、意匠としての権利付与申請（出願）の対象であるといえます。

### 3. 「発明」でもあり、「意匠」でもある場合

しかし、もしその「発明」の特徴が、形態（外観）上の特徴としても把握できる場合には、特許だけではなく、「意匠」としての出願の道もあります。さらにこれらは、特許出願または意匠登録出願のいずれか一方しかできないのではなく、両方とも出願して権利化を図ることも可能なのです。つまり、全く同じ保護対象に対して、特許および意匠という別観点からの権利を、重複して設定できるわけです。このような方法は、決して特殊なものではありません。

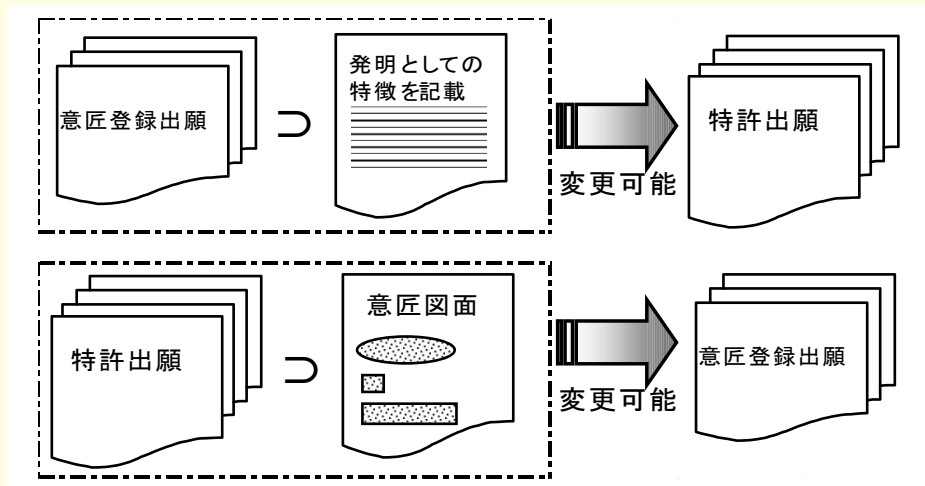


たとえば「カドケシ®」（写真はコクヨのHPより引用）。「細かい文字などの消しやすさを長期化したい」という課題を、消しゴム全体における角の数が増えるように形成することによって解決したものですから、正に「発明」です。したがって、特許権取得を図ることができます。一方、＜課題の解決手段＞という発明的観点ではなく、ただ単に「特徴的な形態（外観）の消しゴム」である、という観点から、意匠権取得を図ることもできます。なお、この消しゴムでは、特許と意匠、両方の権利取得がなされています。

### 4. 特許 ⇄ 意匠の出願変更

このように、「発明」としての特徴が形態（外観）上の特徴としても現れている場合には、①特許のみ、②特許と意匠の両方、③意匠のみ、いずれの方法でも出願できますが、特に③で進める場合は、願書中に【意匠に係る物品の説明】という欄を設け、その中で、「発明」としての特徴をできる限り記載しておくことをお勧めします。それは、出願手続した後で「やはり特許を目指したい」となった際に、＜出願変更＞という特殊な手続によって特許出願に変身させることができるからです。

また、①で進める場合は、添付図面の中について意匠図面を入れておくことで、いざというときに特許出願→意匠登録出願への変更が可能です。



[なお、リーフレットNo.3, 5, 7, 12, 21～23もご参照ください。]（本稿作成 2014年1月 © 富沢知成）

#### ● 無料相談受付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。

申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。なお、録音・録画はお断りしております。

#### ● 特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

#### ● 問合せ先 八戸インテリジェントスラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号